

名古屋市障害福祉サービス事業所等施設整備費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 障害福祉サービス事業所等施設整備費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内で交付するものとし、名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(交付対象)

第 3 条 この補助金の対象事業（以下「補助事業」という。）は、法に基づく施設整備に係る事業のうち、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成 17 年厚生労働省発社援第 1005003 号）第 2 第 4 項に基づく社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付対象に該当するものであって、市長が必要と認めたものとする。

(交付対象経費)

第 4 条 この補助金の対象となる経費は、第 2 条に規定する目的を達するために必要なものとし、次の各号に定めるものとする。

- (1) 本体施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）
- (2) 日中活動事業を行う事業所（生活介護及び就労支援を行う事業所に限る。）において、施設と一体的に整備され、施設に固定されるもの及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼす生産設備、職業訓練設備及び職業補導設備等の機械設備の整備に必要な工事費又は工事請負費
- (3) 施設と一体的に整備され、施設に固定されるもの及び整備することにより施設の設計に影響を及ぼすリハビリ設備、難聴幼児訓練設備、ALS 等居室を整備する際の特殊介護設備、介護用リフト整備及び特殊浴槽等の機械設備の整備に必要な工事費又は工事請負費
- (4) 既存施設の解体撤去に必要な工事費又は工事請負費
- (5) 改築に伴う仮設施設の整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(交付対象外経費)

第 5 条 補助金の対象外となる経費は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用

- (3) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第6条 交付額は、次の各号に定めるところとする。

(1) 創設、増築、改築、スプリンクラー設備等整備（共同生活援助及び短期入所事業所の整備を含む。）、避難スペース整備、耐震化整備は、第4条に定める対象経費の実支出額の合計額に $\frac{3}{4}$ を乗じて得た額と、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱別表1-2又は別表1-4に定める基準額とを比較して、少ない方の額（千円未満の端数は切捨てる。）を交付額とする。

ただし、スプリンクラー設備等整備のうち、自動火災報知設備整備については、交付額の上限を412千円とする。

(2) 大規模修繕等は、第4条第1号に定める対象経費の実支出額の合計額に $\frac{3}{4}$ を乗じて得た額（千円未満の端数は切捨てる。）を交付額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、障害福祉サービス事業所等施設整備費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、事業開始前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙（1））
- (2) 部屋別面積表
- (3) 配置図及び各階平面図
- (4) 工事費費目別内訳書
- (5) 歳入歳出予算見込書

(交付決定)

第8条 市長は、補助金の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ適当と認められるものについて、補助金の交付を決定し、障害福祉サービス事業所等施設整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請のあった者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定を受けた法人は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から15日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項に定める取下げは、その理由を記載した書面により行わなければならない。

(実績報告)

第10条 この補助金の事業実績報告は、障害福祉サービス事業所等施設整備費補助金事業実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添え、事業完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別紙（2））
- (2) 工事費仕様書
- (3) 支出済工事費費目別内訳書
- (4) 工事事務費費目別内訳書
- (5) 工事請負契約書（写）
- (6) 賃貸借契約書（写）（仮施設を整備した場合のみ）
- (7) 検査済証（写）
（建築基準法第7条第5項又は第18条第16項の規定による検査済証）
- (8) 部屋別面積表
- (9) 建物平面図及び立面図
- (10) 建築内外主要部分の写真
- (11) 工事契約金額報告書（別紙（3））
- (12) 抵当権の設定を証明できる書類
- (13) 歳入歳出決算見込書

（補助金の交付）

第11条 補助金は、補助事業の完了後、本市検査員が行う検査確認により適正と認められた後に交付するものとする。

（検査及び指導監査）

第12条 市長は、必要があると認められるときは、この補助金の交付に関し、申請者に対して検査及び指導監査を行うことができる。

（補助金の取り消し及び返還）

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた法人又は交付を受けた法人が、次の各号のいずれかに該当する場合、交付決定の全部若しくは一部の取り消し又は返還を求めることができる。

- (1) 補助金の使途が、この要綱の目的に反するとき。
- (2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 前条に定める検査を正当な理由なく拒否し、又は、指導監督に従わなかったとき。
- (4) 交付決定の条件に反するとき。

（財産の処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(財産の処分による収入)

第 15 条 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることができる。

(財産の管理)

第 16 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(細目)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行し、平成 24 年度以降の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 27 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日以降から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 10 日から施行し、平成 26 年度以降の予算に係る補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の改正後の規定は、平成 27 年度分の補助金から適用し、平成 26 年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

第1号様式

年 月 日

(あて先)
名古屋市長

所在地
法人名
代表者名

印

年度障害福祉サービス事業所等施設整備費補助金交付申請書

標記について、次により施設整備費補助金が交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 申請額
金 _____ 円

- 2 添付書類
- (1) 事業計画書（別紙（1））
 - (2) 部屋別面積表
 - (3) 配置図及び各階平面図
 - (4) 工事費費目別内訳書
 - (5) 歳入歳出予算見込書

別紙 (1)

事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所 (利用) 定員

| 現在定員 | 増加定員 | 合計 |
|------|------|----|
| 名 | 名 | 名 |

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業 (解体撤去工事費・仮設施設工事を除く)

- (ア) 敷地面積 m²
- (イ) 敷地の所有関係 自己所有地、借地、買収 (予定) 地の別
- (ウ) 施設整備の区分 創設、改築等の別
- (エ) 建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²
- (オ) 建物の構造 造 建

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

イ 解体撤去工事 (既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²
- (イ) 建物の構造 造 建
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分 昭和、平成 年：国庫・民間・自己資金・その他
- (オ) 処分 (取りこわし) 年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²
- (イ) 建物の構造 造 建

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

- (2) 整備費内訳
- | | | |
|---|--------------------|---|
| ア | 主体工事費 | 円 |
| イ | 工事事務費 | 円 |
| ウ | 小計（本体工事費） | 円 |
| エ | 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 | 円 |
| | （内訳）解体撤去工事費 | 円 |
| | 仮設施設整備工事費 | 円 |
| オ | 合計 | 円 |
- （注）工事費費目別内訳書を添付すること。
- (3) 財源内訳
- | | | |
|---|---------------|---|
| ア | 国庫補助金 | 円 |
| イ | 名古屋市補助金 | 円 |
| ウ | 設置者負担金 | 円 |
| | （内訳）自己資金 | 円 |
| | 福祉医療機構借入金 | 円 |
| | 民間金融機関協調融資借入金 | 円 |
| エ | 合計 | 円 |
- (4) 施工計画
- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
- （ア）直営・請負の別
- （イ）着工年月日
- （ウ）完了年月日
- キ 仮設施設工事関係
- （ア）直営・請負・賃貸借の別
- （イ）工事期間
- （ウ）仮設施設の使用期間
- (5) 平成 20 年 4 月 17 日社援発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添 1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第 3 の 3 の（1）に規定する抵当権の設定の有無
- 有 ・ 無
- (6) その他参考事項

年 月 日

年度障害福祉サービス事業所等施設整備費補助金交付決定通知書

様

名古屋市長名

年 月 日付申請のありました補助金の交付につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金 金 円
ただし「 」にかかる施設整備費補助として
- 2 交付方法
一括交付
- 3 交付条件
 - (1) この補助金は、申請のあった補助事業に対して交付するものです。
 - (2) この補助金は、本市検査員が行う検査・確認により適正と認められた後に交付するものです。
 - (3) 必要と認めるときは、指示し報告を求め審査することがあります。
 - (4) 補助事業完了後は、速やかに事業実績報告書及び決算書（見込書）を提出してください。
 - (5) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けなければなりません。ただし、区分間の経費の配分の変更は、承認しないものとします。
 - (6) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
 - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員

- (7) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければなりません。
- (8) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には速やかに市長に報告してその指示を受けなければなりません。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。
- (10) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあります。
- (11) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- (12) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければなりません。
- なお、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあります。
- (13) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金の資金提供を受けてはなりません。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金は除きます。
- (14) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはなりません。
- (15) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければなりません。
- (16) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付郵便葉書等寄附金配分金、又は、財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはなりません。
- (17) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を、事業完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければなりません。
- (18) 上記条件に違反した時又は不正に補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、すでに交付した補助金の全部又は一部を取り消し又は返還を求めることがあります。

第3号様式

年 月 日

(あて先)
名古屋市長

所在地
法人名
代表者名

印

年度障害福祉サービス事業所等施設整備費補助金事業実績報告書

年 月 日 で交付決定を受けた 年度障害福祉サービス事業所等施設整備費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告します。

記

- (1) 事業実績報告書（別紙（2））
- (2) 工事費仕様書
- (3) 支出済工事費費目別内訳書
- (4) 工事事務費費目別内訳書
- (5) 工事請負契約書（写）
- (6) 賃貸借契約書（写）（仮設施設を整備した場合のみ）
- (7) 検査済証（写）
（建築基準法第7条第5項又は第18条第16項の規定による検査済証）
- (8) 部屋別面積表
- (9) 建物平面図及び立面図
- (10) 建築内外主要部分の写真
- (11) 工事契約金額報告書（別紙（3））
- (12) 抵当権の設定を証明できる書類
- (13) 歳入歳出決算見込書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所 (利用) 定員

| 現在定員 | 増加定員 | 合計 |
|------|------|----|
| 名 | 名 | 名 |

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業 (解体撤去工事費・仮設施設工事を除く)

- (ア) 敷地面積 m²
- (イ) 敷地の所有関係 自己所有地、借地、買収 (予定) 地の別
- (ウ) 施設整備の区分 創設、改築等の別
- (エ) 建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²
- (オ) 建物の構造 造 建

イ 解体撤去工事 (既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²
- (イ) 建物の構造 造 建
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分 昭和 年：国庫・民間・自己資金・その他
- (オ) 処分 (取りこわし) 年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 m²、延面積 m²
- (イ) 建物の構造 造 建

(2) 整備費内訳

- ア 主体工事費 円
- イ 工事事務費 円
- ウ 小計 (本体工事費) 円
- エ 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 円
- (内訳) 解体撤去工事費 円
- 仮設施設整備工事費 円
- オ 合計 円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - (ア) 着工年月日
 - (イ) 完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
 - (ア) 工事期間
 - (イ) 仮設施設の使用期間

(4) 平成 20 年 4 月 17 日社援発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添 1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第 3 の 3 の (1) に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(5) その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
賃貸借の場合は、賃貸契約書の写（仮設施設整備のみ）
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
（建築基準法第 7 条第 5 項又は第 18 条第 16 項の規定による検査済証）
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書（別紙（3））
- 7 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）

別紙 (3)

年 月 日

(あて先)
名古屋市長

法人名
代表者名 印

施工業者名
代表者名 印

工事契約金額報告書

発注者（委託業者） と請負者（受託者） は に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

| | 契約年月日 | 金 額 |
|-----------|-------|-----|
| 当初 工事請負契約 | 年 月 日 | 金 円 |
| 変更（追加）契約 | | 金 円 |
| | 年 月 日 | 金 円 |
| 設計監理委託契約 | 年 月 日 | 金 円 |
| | 年 月 日 | 金 円 |